

公益財団法人 家計経済研究所 費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人家計経済研究所の定款第 16 条第 2 項に規定する評議員、第 32 条第 2 項に規定する役員、及び第 45 条第 5 項に規定する顧問の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償の額)

第 2 条 役員等がその職務の遂行に当たって要した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(規程の変更)

第 3 条 この規程の変更は評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第 4 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人 家計経済研究所の設立の登記のあった日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正し、施行する。